

連絡先

GREEN×EXPO推進課 担当者名 小黒
電 話 045-671-4627

設 計 書

- 1 委 託 名 令和7年度横浜市営バス
「GREEN×EXPO 2027」フルラッピング広告掲出業務委託
- 2 履 行 場 所 市内営業所 全10か所(仕様書のとおり)
- 3 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約(概算数量契約)
- 5 その他特約事項 特になし
- 6 支払方法 (1) 前払い金 なし
(2) 部分払い なし
- 7 委 託 概 要
令和7年度
横浜市営バスにおける「GREEN×EXPO 2027」フルラッピング広告掲出

<p style="margin: 0;">委 託 代 金 額</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">¥ _____ .-</p>
<p style="margin: 0;">内 訳 業 務 価 格</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">¥ _____ .-</p>
<p style="margin: 0;">消費税及び地方消費税相当額</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">¥ _____ .-</p>

内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
ラッピングバス広告 の掲出 (FCバス)	2	両			
ラッピングバス広告 の掲出 (ハイブリッドバス・ディーゼルバス)	98	両			
業務価格					
消費税及び地方消費税相当額					10%
業務委託料					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

令和7年度 横浜市営バス「GREEN×EXPO 2027」フルラッピング広告掲出業務委託
仕様書

本委託は、横浜市委託契約約款及び横浜市契約規則に定めるもののほか、本仕様書に従い、関係する法令を遵守し、履行するものとします。

1 委託業務名

令和7年度 横浜市営バス「GREEN×EXPO 2027」フルラッピング広告掲出業務委託

2 業務目的

GREEN×EXPO 2027に向けて、ホストシティとして開催を盛り上げるとともに、市民に対し広く周知するため、市内でフルラッピングバスを運行し、機運醸成を図ることを目的とします。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) ラッピングバス広告の掲出

現在フルラッピング施工されている車両について、引き続きラッピング広告を掲出するため、横浜市交通局への広告取次を行う。

ア 運行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

イ 対象車両数

横浜市営バス 100 両

※GREEN×EXPO 2027 ラッピングが施工済の車両 100 両

(内訳)

燃料電池（FC）バス	滝頭営業所 2両	型式 ZBC-MUM1NAE
ハイブリッドバス	88両 保土ヶ谷営業所 22両 若葉台営業所 4両 浅間町営業所 23両 滝頭営業所 4両 本牧営業所 7両 港南営業所 18両 港北営業所 4両 鶴見営業所 4両 磯子営業所 2両	型式 2SG-HL2ANBD および 2SG-HL2ANBP

ディーゼルバス	10 両	型式 2PG-LV290N3 および 2RG-LV290N3	
	若葉台営業所		4 両
	港北営業所		2 両
	鶴見営業所		2 両
	緑営業所		2 両

※営業所別の車両数は令和7年2月1日現在のものであり、変更する場合があります。

ウ 想定される業務

(ア) 広告料の支払

対象車両の広告料を横浜市交通局に支払うこと。なお、広告料の支払いについては別途指示する。

(イ) ラッピングバス掲出に係る維持管理

事故や経年劣化により既存のラッピングシートの張替や補修が必要な場合は、交通局の指示に従い、すみやかに対応すること。

5 履行場所

- (1) 保土ヶ谷営業所：横浜市保土ヶ谷区川辺町 4-2
- (2) 若葉台営業所：横浜市旭区若葉台 2-15-1
- (3) 浅間町営業所：横浜市西区浅間町 4-340-1
- (4) 滝頭営業所：横浜市磯子区滝頭 3-1-33
- (5) 本牧営業所：横浜市中区本牧元町 45-1
- (6) 港南営業所：横浜市港南区日野南 3-1-1
- (7) 港北営業所：横浜市港北区大豆戸町 581
- (8) 鶴見営業所：横浜市鶴見区生麦 1-3-1
- (9) 緑営業所：横浜市緑区白山 1-10-1
- (10) 磯子営業所：横浜市磯子区森 3-1-19

6 履行確認

業務完了後、委託完了報告書の確認をもって、履行完了とする。

7 支払時期

履行確認後、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内

8 その他

横浜市交通局の広告を直接取り扱うことができるのは、横浜市交通局広告取次人の指定を受けた者のみであるため、注意すること。

本仕様書に記載の無いことについては、別途協議により決定する。